

協会けんぽの収支見込(医療分)

令和8年1月29日開催
第140回全国健康保険協会運営委員会
資料1-1

(単位：億円)

		2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	備考
		決算	直近見込 (2025年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (2025年12月)	
収入	保険料収入	106,490	110,631	111,696	2012-2025年度保険料率： 10.00% 2026年度保険料率： 9.90% 国庫補助の特例減額時限措置： ▲500
	国庫補助等	11,690	12,383	11,798	
	その他	346	449	485	
	計	118,525	123,463	123,979	
支出	保険給付費	72,552	75,138	76,913	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 拠出金等対前年度比 ▲ 890 + 727 } ▲ 163 </div>
	前期高齢者納付金	12,863	12,938	12,048	
	後期高齢者支援金	23,332	24,891	25,618	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	3,193	3,924	4,263	
	計	111,939	116,891	118,841	
単年度収支差		6,586	6,572	5,137	
準備金残高		58,662	65,234	70,371	
※(内数)		8,856	9,074	9,353	

※ 法令で確保することが義務付けられた準備金（医療給付費等の1か月分相当）

注) 上記収支見込は国の特別会計を含む合算ベースである。端数整理のため計数が整合しない場合がある。

（全国健康保険協会（「協会けんぽ」）に対する国庫補助に係る特例減額の控除額の時限的引上げ）

協会けんぽにおいては、法制上「当分の間」とされている国庫補助率の設定（16.4%）が10年以上に渡って継続していること等も背景に、足元では健全な財政運営が定着しており、準備金も法定準備金を大きく超過して積み上がっていることを踏まえ、医療保険料率の引き下げ（▲0.1%）と併せ、国庫補助の在り方について見直しを講ずる。

具体的には、国庫補助に対する特例減額の措置（※）が平成27年度から行われているところ、剰余金（単年度収支差）がプラスとなった平成22年度の翌年度である平成23年度から平成26年度までの間、現行の特例減額の措置が行われていたと仮定した場合の控除額（約9,148億円×16.4%＝約1,500億円）を令和8年度から令和10年度までの3年間の特例減額の控除額に上乘せすることとする（各年度約500億円）。

※ 前年度末における準備金の額から前々年度までの準備金の額等を除いた額（前年度において増加した準備金に相当する額）に、控除率16.4%を乗じた額を国庫補助額から控除する措置。

また、当該時限措置終了後の医療保険料率を含めた保険財政運営の在り方については、令和10年度までの間において、国庫補助率の見直しと併せ、持続的な保険財政運営の観点から必要な検討を行い、結論を得ることとする。

さらに、今回の協会けんぽの医療保険料率の引下げと併せ、健康保険組合連合会が実施する交付金交付事業に対する財政支援を時限的に拡充することで、財政基盤の脆弱な健康保険組合の保険運営の下支えを行うとともに、高齢者医療運営円滑化等補助金の見直しを行う。具体的には、前期財政調整における報酬調整の導入に伴う特例的な支援とされている企業の賃上げ努力に配慮した拠出金負担軽減措置の終了も含め、令和9年度以降の在り方を検討することとする。